

## はじめに

物の製造の業務に係る労働者派遣については、平成16年3月に可能となって以降、平成18年頃から、従来請負により処理していた業務を労働者派遣により処理するよう切替えが進められたものが多いと推察されている。これらは平成21年に最長3年間の派遣可能期間が満了することから、派遣元事業主及び派遣先において適正に対応することが求められており、このことがいわゆる「2009年問題」として指摘されている。この「2009年問題」を契機として、労働者派遣を再び請負に切り替える企業も多いと思われるが、偽装請負とならないよう法令遵守を徹底することはもちろんのこと、請負事業の適正化と請負労働者の更なる雇用管理改善を実施していくことが重要となってくる。

本年度は、昨年度に引き続き、2007年6月に策定された製造業の請負事業の雇用管理の改善及び適正化の促進に取り組む請負事業主及び発注者が講ずべき措置に関するガイドラインの周知、啓発を行うとともに、2008年6月からは請負事業主からの相談を受け付ける相談窓口を設置し、雇用管理改善の支援を開始した。

経済情勢は非常に厳しい状況となっているが、そうした状況にあっても、製造請負を行う事業者（請負事業主及び発注者）が協力して、雇用管理の改善や法令遵守への取組を着実に実施していくことが、この状況を乗り越えた後に、よりよい成果に結びつくものと考えている。

2009年3月

製造請負事業改善推進協議会